今治市工事成績評定審查委員会設置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、今治市が発注する工事の成績評定(以下「評定」という。)の適正 な運用を図り、請負者からの評定の内容に関する説明請求に対し適切に対応するため、今 治市役所内に工事成績評定審査委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、今治市工事成績評定要領に基づき、請負者に通知した評定点について、 請負者から説明請求があった場合の回答に関する事項を審査するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
 - 2 委員長は、総務部長をもって充て、委員は、職員のうちから市長が命ずる。

(職務)

- 第 4 条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。 (会議)
- 第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、工事成績評定について説明請求があった場合は、随時会議を開くものとする。
- 3 会議は、委員長及び委員(前条の規定により代理出席したものを含む。)の過半数が出席しなければ成立しないものとする。
- 4 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、関係職員に委員会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6 会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第 6 条 委員長及び委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総務部契約課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。